四　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）目次及び第二章第六節の節名
五　産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）第二十一条
（独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正）

第六条　独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号イ中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「第九条第一項」を「第八条第一項」に、「第十条第一項」を「第九条第一項」に、「第十一条第一項」を「第十条第一項」に、「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第四項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第二項第二号」を「中小企業等経営強化法第二条第三項第二号」に改める。

（金融庁組織令の一部改正）

第七条　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号ケ中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「第十七条第二項」を「第二十一条第二項」に改める。

（経済産業省組織令の一部改正）

第八条　経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第四号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「第七条」を「第六条」に改める。

第三十一条第三号及び第八十四条第三号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改める。

第百四十九条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　中小企業等経営強化法の施行に関すること（同法第十三条第一項に規定する経営力向上計画（中小企業者に係るものに限る。）及び同法第二十六条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務の総括に関することに限る。）。

第百五十条第六号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第二項第二号」を「中小企業等経営強化法第二条第三項第二号」に改める。

第百五十四条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　中小企業等経営強化法の施行に関すること（同法第十三条第一項に規定する経営力向上計画（中小企業者に係るものに限る。）及び同法第二十六条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務の総括に関することに限る。）。

第百六十一条第五号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「、商務情報政策局」を「及び商務情報政策局並びに事業環境部並びに」を加える。

第百六十二条第三号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「第九条第一項」を「第八条第一項」に改める。

附　則

この政令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年七月一日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　馳　浩
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一

省　令

○厚生労働省令第百二十号

確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十六号）の一部の施行に伴い、並びに確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六条第一項、第七条第二項、第十六条第一項並びに第八十二条の二第四項及び第五項並びに確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第五十四条の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十六条の四」を「第九十六条の六」に改める。

第七条第一項第五号中「第八号」を「第九号」に改め、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　法第七十八条の二の規定による実施事業所の減少に伴う変更に係る事項

第七条第二項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「前項第十一号」を「前項第十二号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　前項第七号に掲げる事項

第十条第四号中「第七条第一項第八号」を「第七条第一項第九号」に、同条第五号中「第七条第一項第十一号」を「第七条第一項第十二号」に改める。

第十五条第三号中「第八号」を「第九号」に、「第十号及び第十一号」を「第十一号及び第十二号」に改める。

第十八条第三号中「第八号及び第十一号」を「第九号及び第十二号」に改める。

第八十八条の二の次に次の一条を加える。

（実施事業所の減少の特例を適用する場合の手続等）

第八十八条の三　法第七十八条の二第一号の確定給付企業年金を継続することが困難であると認められることは、同条の規定による実施事業所の減少に関する事項を規約に定めた場合であって、当該事項を規約に定めた日以後に減少させようとする実施事業所の事業主が一年分に相当する額（当該事業主がその責に帰することができない事由により掛金を納付することができない期間がある場合にあっては、当該期間に係る掛金額に相当する額を除く。）を超えて掛金の納付を怠ったこととする。

2　事業主等は、法第七十八条の二の規定により実施事業所を減少させようとする場合には、当該実施事業所の事業主に対し、掛金の納付を怠った理由について弁明の機会を与えなければならない。

3　法第七十八条の二の承認（確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあっては、認可。第四号において「承認等」という。）の申請は、申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一　規約型企業年金の場合にあっては、令第四十八条の二第一項の同意を得たことを証する書類

二　第二項の弁明の内容を記載した書類

三　減少させようとする事業主の掛金の納付状況を示した書類

四　前三号に掲げるもののほか、承認等に当たって必要な書類

4　第八条第二項の規定は、規約型企業年金に係る前項の申請について準用する。

5　前条の規定は、法第七十八条の二第三号の厚生労働省令で定める計算方法について準用する。

第九十四条第一項中「第七十九条第一項」の下に「本文」を加え、同条第四項中「の規定による」の下に「同条第一項本文の」を加える。

第七章の二中第九十六条の四の次に次の二条を加える。

（加入者の全てが移換加入者以外の加入者である実施事業所の事業主の掛金が増加しない場合）

第九十六条の五　法第八十二条の二第四項の厚生労働省令で定める場合は、次のいずれかの場合とする。

一　法第七十八条第一項の規定により実施事業所が減少する場合（第八十八条各号に規定する事由が生じた場合を含む。）であって、当該減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加しない場合又は法第七十八条第三項の規定により掛金を一括して拠出する場合

二　法第八十二条の二第一項の規定に基づき積立金の一部を移換することに伴い減少する数理債務の額から当該移換に伴い減少する特別掛金額及び第四十七条に規定する掛金の額（当該移換を行う実施事業所の事業主が拠出するものに限る。）の予想額の現価を控除した額（次号において「数理債務等の額」という。）が、当該移換に伴い減少する積立金の額（令第五十四条の四の規定に基づき掛金として拠出する額を除く。）を下回らない場合

三　当該移換を行う実施事業所の事業主が、法第八十二条の二第一項の規定に基づき積立金の一部を移換することに伴い減少する積立金の額（令第五十四条の四の規定に基づき掛金として拠出する額を除く。）から当該移換に伴い減少する数理債務等の額を控除した額に相当する額を、過去勤務債務の額に係る特別掛金額として拠出することを規約で定めている場合